

平成 2 6 年 第 4 回

江戸川区教育委員会定例会会議録

日 時：平成 2 6 年 2 月 2 6 日（水）午後 1 時

場 所：教育委員会室

委員長	松原秀成
委員長職務代理者	尾上郁子
委員	石井正治
委員（教育長）	浅野潤一

事務局	教育推進課長	柴田靖弘
	学務課長	住田雅一
	指導室長兼教育研究所長	松井慎一
	学校施設担当課長	佐藤弥栄
	統括指導主事	浜田真二

書記	教育委員会事務局	
	教育推進課庶務係長	丸山継典
	同 主査	飯田常雄

	開 会 時 刻 午後1時
松原委員長	<p>ただいまから、平成26年第4回教育委員会定例会を開催します。本日は上野委員が欠席でございます。傍聴等も本日はないということなので、日程第1に入っていきたいと思います。</p> <p>署名委員を決定します。石井委員と浅野委員にお願いします。</p> <p>次に、日程第2、議案の審議にまいります。</p> <p>はじめに、継続となっております陳情第1号、教育委員会資料を傍聴者へ配布実施の陳情を審議いたします。皆さんから何かご意見等があればお願いしたいと思います。</p>
石井委員	<p>前回、たしか質問が出ていたように記憶しておるのですが、違いましたでしょうか。</p>
柴田 教育推進課長	<p>他の行政委員会ではどうしているかということですが、他には選挙管理委員会、それから監査委員という行政委員会でございますけれども、そちらでは傍聴という制度はないということでございます。</p>
委員長	<p>そういう制度がないということですね。</p> <p>他にいかがでしょうか。</p>
石井委員	<p>配布するというようなときに、もしもそういうふうに決めたときに、配布するべきかするべきでないかというのを委員会の前に、前もって決めておく必要があるように思います。</p> <p>私自身は、例えば1時からの会議のときに1時間前に来て、一つ一つ配布可能かどうかというのをチェックすることはやってもよいとは思いますが。</p> <p>質問なのですが、配布というときに時間的な制約という意味合いで、今、私がお話ししたような1時間前というようなそういう時間設定で大丈夫でしょうか、あるいはもっと前もって見ないとよろしくないでしょうか。</p>
委員長	<p>今、意見が出まして、何かいかがでしょうか。</p>
事務局	<p>その日の議題によりまして資料の多さが全く違いますので、一概には言えないのですが、ご判断いただく時間が当然あると思うのです。その後</p>

尾上委員	<p>で実際に印刷をかけて、傍聴人の分を含めて資料を作成するというですと、1時間前ですと場合によっては、用意が難しいときもあろうかと思いません。</p> <p>私たちがただそういう形で、これは配布する、配布しないという形で分けたとしても、傍聴の方は、なぜ私たちが審議する中でこれはないのだろうかとかいろいろな不思議な思いになるのではないかなというような気がするのです。政策の形成過程のものだからというような感じになるかもしれませんが、私は出すのでしたら、しっかりと同じように審議がわかるような形というのが理想だろうと、そんなふうに思っています。</p> <p>しかし、このような形で傍聴の方にも聞いていただいとということであれば、資料がなくてもご判断できる内容を、今進めているのではないかなということ、基本的には私は資料はなくても、しっかりと聞いていただきたいというそういう方向性でいいのではないかと考えております。</p>
委員長	<p>私もこの本人の陳情文の最後の2行目の後半なのですけれども、必要に応じ、傍聴者に会議前、開催前にという、会議前、開催前にというのは時間的に何を言っているのかと、非常に判断に苦しんだのです。</p> <p>会議前にというのは、本件の陳情者のような会議前に議題及び会議資料配布ということですから、ちょっと矛盾があると思いますし。傍聴者がこの場に来て、必要であれば議題等については、こういう内容で審議するのですよということ、私は十分足りるのではないかなという、前回もちょっと申し上げたのですが、ちょっと無理があるのかなというような感じがあるので。</p>
石井委員	<p>陳情文だけで捉えますと、私も委員長と同じ意見で、必要に応じというのがどちらの必要に応じなのか。陳情者の必要に応じということ捉えますと、全てを出してもらった必要があるということをもし言ってきた場合には、全部出さなければいけないということですので、この陳情文そのものは、かなり私自身も否定的には捉えています。</p>
委員長	<p>いかがでしょうか。</p>
浅野教育長	<p>私も前回、適宜にというか、その都度判断するということは現実的に難しくなるかというふうに思うのと、そういうことに委員さんの時間を割くよう</p>

	<p>な、本体の資料として、この会議の中で議論するための資料ですから。そこに委員さんたちが議論して、資料をここで出したほうがいいのか悪いとかというところに力を割く、時間を割く必要はないというふうに思います。</p> <p>だから、基本的には出すか出さないかということで、私は出さなくても十分議論は公開されているというふうに思っているの、今のままでいいのではないかということをお前回申し上げました。</p> <p>ただ、出したほうがいいのかという方もいらっしゃると思うし、出し方についてまだ、今日上野先生もいらっしゃらないので、上野先生は出し方については回覧方式のようなことについては是としているような雰囲気の話をしてありますし、ちょっと皆さんそろったところで、もう一度改めてというふうにしたらどうでしょうか。</p>
委員 長	<p>それでは、本件につきましては、継続審議ということによろしいでしょうか。</p> <p>〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕</p>
委員 長	<p>それでは、継続といたします。</p> <p>次に、第10号議案、平成26年度全国学力・学習状況調査の結果報告についてを審議します。内容につきまして、事務局から説明をお願いします。</p>
松井指導室長	<p>それでは、平成26年度全国学力・学習状況調査結果の公表方法についてという資料をご覧ください。</p> <p>今回事務局案としてお示しさせていただきますのは、まず江戸川区教育委員会として、個々の学校名を明らかにした結果公表は行わない。国、都、江戸川区の平均正答率、正当数分布、結果分析と改善策を区のホームページに公表する。各学校においては、全校が必ず自校の平均正答率、正答数分布、これはさまざまな種類が考えられると思います。また、結果分析と改善策を各学校のホームページに公表するとともに、学校公開や学校だより等、あらゆる機会に調査結果を公にすることで、さまざまな支援をいただくようにするといったものでございます。</p> <p>事務局案をもとにご審議いただければというふうに思いますので、どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
委員 長	<p>ちょっと資料を見ていただいて、ご意見があればお願ひしたいと思います。</p>

石井委員	裏面なのですが、二重丸、丸、黒四角、三角でもって、必ず公表するもの等々がありますが、質問なのですが、必ず公表するものというのは、これは国からの指示というものでしょうか、あるいは都からでしょうか。
指導室長	文部科学省の学力調査の実施要領に示されているものでございます。
石井委員	なるほど、ありがとうございます。
委員長	他にいかがでしょうか。 私のほうからなのですが、全国学力調査の結果も都も含めまして、裏面の大きな2番ですけれども、自校の平均正答率を公表している学校という形で、大体半分以下に、公表という状況なのですが、やはりこの辺がもっと全校的に、今回のご提案はいいことではないかなというふうに思います。もっと現場の小・中学校のほうで自分の学校の位置とか、そういう学力差について全教師が共有することによって、効果があらわれると私は信じているのですが。という理由から、いいのではないかなと思っています。 いかがでしょうか。
石井委員	表面なのですが、2番目の事務局案の各学校に対してのものなのですが、平均正答率、正答数分布、結果分析ということできていますが、平均正答率は出す、そして正答数分布に関しては、これら括弧内のものから適切なものを選んで出ささいという、そういうことでしょうか。
指導室長	そのように考えております。
石井委員	では、平均点だけが出るのではなくて、平均点と、例えばヒストグラムがセットになって出てくると、そういうことですね。ありがとうございます。
尾上委員	裏面のところですが、各学校に対して自校の平均正答率と、その文言ですが、これが今言ったことですね、そういうことですね。そのような形でしっかりと。
委員長	私も平均正答率だけでは、なかなか数値分析ができないと思うのです。やっぱりヒストグラムがあって、自校の学力が二極化しているのか、そういう

教 育 長	<p>山がどうなっているのかということでは、評議員さん、地域の人によりわかると思いますし、説明がしやすいのではないかなというふうに思います。</p> <p>他にいかがでしょうか。</p> <p>ここでお示した事務局案というのは本当の案でありまして、私がこうだと言っているわけではないですけど、今回の本会議でこのことについて質問がありました。</p> <p>私は答える立場でありましたので、そこでは、一つは各学校は今回の実施要領の改定では従来どおりということですよ。学校は何も変わっていません。</p> <p>ただ、義務を背負っていたわけではないので、義務を背負っている部分の改善プランは全校でやっています。ただ自校の平均正答率等の結果については、この下の表にあるように、半分以下しか出していないということなので。分析の根拠となるものが外に出ていないで、分析結果だけを出すということは、どうも私としては説得力がないというふうに思っています。</p> <p>そういうことで、やはり全校で個別に自校の公表はこれまでもできたわけですけど、まず、それをやるべきだということ、教育委員会では検討中と申し上げたんですけど、方向としてはそういうことを軸に検討しているということの一つ申し上げました。</p> <p>それから、教育委員会のほうは今回改正があったので、それぞれの学校の校名を出して公表できる権限を、今回持つような実施要領の改正だったわけで、教育委員会は改正があったのです。教育委員会はこれまでも一応、江戸川区の平均正答率と、それからどこまでかは別にしても、一応改善策を出しているということがあります。</p> <p>これは、学校よりももっとわかりづらいのではないかとあって、江戸川区の平均点というのは何だということがほとんどわからないままに、国に比べればちょっと低いねとか、そういうことくらいしかわかりませんが、でも、それだけ出してどういう分析をするかということ、もっとわかりづらいのではないかとあって。</p> <p>このところは本当に教育委員会として、江戸川区のこの教科のこういう課題があるよとか全体的な低い層についての分布率が高いということについてどうだとか、いろいろアプローチの仕方があるはずなので、そのアプローチに説得力を持たせるような意味では、個別の学校の名前を出すかどうかは別にしても、こういう学校でこういうような、例えば分布図があるとか、そういうことは説明の資料として使っていいのではないかと。</p> <p>だから、一覧で出してはいけないという自主運営の縛りも、そういうこと</p>
-------	--

	<p>では出さないけれども、行政結果として必要な資料は出せるということではないかと思って。だから、個別の学校を全部出すということについては、全部の個別の学校でやってくれということを使うということと、それから今言ったような教育委員会の立場としてはそういうことで、各校の資料を使うということについては、やぶさかではないのではないかと。</p> <p>そういう2点を中心に、今、教育委員会で議論していますと勝手に申し上げましたけど、そのことだけすみません。</p>
尾上委員	<p>今おっしゃるのはよくわかるのです。各学校ではそれぞれいろいろな形で分析をして、どんなデータを出していくかというそういう中で、こちらとしては、各学校はどのようなふうに取り組んで、こんなふうに出してみたというのをもらうというか、報告を受けるという、そんなシステムはあるのでしょうか。</p>
浜田 統括指導主事	<p>ホームページ上に授業改善プランを出していますので、各学校での取り組みはこちらで確認できます。</p>
委員 長	<p>私も今、教育長がおっしゃったような形でよろしいかと思っております。特に保護者あるいはこの学校の教職員ですけれども、知りたい部分というのは全国学力調査の場合だったら、全国の平均、都の平均、江戸川区の平均、自校の平均。この4点については、私だったらきちんと説明責任で載せて、こういう点で課題があるという形で、それでこういうプランでいきますよというような形に結びつけて、教科指導に入っていくと思うのです。生徒指導も含めてなのですけれども。ですから浅野委員さんがおっしゃったような形が、一つはそれだと思いますし、賛成です。</p> <p>それから教育委員会として、学校の顕著なところ、学校名を載せないで、こういう実態があるという形で教育委員会としても説明していくという、これも極めていいのではないかなというふうに思っています。</p> <p>それ以上に求められるとすると、では教育委員会としてはどういう手だてをするのかというのは、次のステップであると思うのです。この点については予算等の問題もあるし、区によっては区の経費で、いわゆる指導員を強化するという形をとっている学校も幾つかあると思うのですけれども、それについては、今回の議論ではなくていいと思うのです。そういうような、どうするのというのが多分、区民の方から出てくる可能性があるので、教育委員会としても十分考えていく必要があるのだろうなというふうに思います。</p>



石井委員	資料の出し方でお願いなのですが、学校が出す分析、特に生徒数分布のところを出す資料と、教育委員会が分析のときに使う資料というのがちょっと別な資料、別な分析といいたいでしょうか、学校が例えばヒストグラムを使っていたら、教育委員会は他の分析で行うとか。学校が特定できないような、そんな形がいいかなと思うのですが、そこら辺はどうお考えでしょうか。
指導室長	今、そこまでは検討しておりませんでした。ただ、教育委員会としての区の平均を出すのはいろいろな形があると思うのですが、各学校にそうすると、統一したものをある程度求めないと、教育委員会と重なる可能性が出てきます。ですので、そのあたりも含めて、もう一度検討したいと思います。
教育長	<p>私はさっきの教育委員会は学校名を明らかにした結果、公表を行わないということに、そのまま賛成であるという意味ではないので、場合によっては出してもいいと思っているのです、私は。だから今のようなことが必要があれば、重なるグラフが出て、どこだとわかって、それをたどれば、そういうことはわかってもしようがない場合もあるだろうと。</p> <p>やっぱり全校に対して何か課題を申し上げるというのは、結構難しいことだと思うのです。ですから、地域差とか、ある特定の学校に大きな課題があるとか、そういうこともありますよね。だから、それはそういうものを集めている地域の中で分析したものを出すとかいろいろな方法が考えられるので、学校名を出さないということに、余り私はこだわらないでいいのではないかなと思っているのです。私個人の意見です。</p>
委員長	<p>その他いかがでしょうか。</p> <p>それでは検討事項が石井委員さんから出ましたので、引き続き検討を進めるということで、今回は継続ということによろしいですか。</p> <p>〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕</p>
委員長	<p>それでは第10号議案は継続といたします。</p> <p>続いて、日程第3、教育関係事務報告にまいります。一之江名主屋敷のセキュリティについての報告をお願いします。</p>
教育推進課長	教育推進課から1点、ご報告申し上げます。都の指定、区の登録史跡の一

之江名主屋敷でございます。このセキュリティーにつきまして、ご報告させていただきます。

ご存じのように、この名主屋敷の約7,000平米の敷地を23年8月に取得をいたしました。その敷地の中にある、この江戸時代からの母屋につきましては、史跡として非常に価値の高いものということでございまして。これまで、敷地の外枠にフェンスを設けて、また、その内側に植栽ということで侵入を防止してきたわけですけれども、やはり火が一番怖いということで2枚目におつけしました平面図がございしますが、このような形で機械警備の設備を実施させていただきました。

これまで火災の際の消防システムはございまして、その炎を感知した上で放水されるというシステムはありましたけれども、人が入ってどうのというようなセキュリティーはございませんでしたので、このシステムを追加したものでございます。

当初予算にはなかったのですが、なるべく早く、この史跡を守るためということで実施をさせていただきました。経費としては工事ということではなくて、今現在行っている消防システムの委託という形の中で設備を設置させていただきました。委託金額243万4,110円というのが、今回の新たに設置した侵入防止のシステムの設置費用でございます。これまでの消防システムと同様の事業者でセコムに行わせるものであります。1月30日に設備の工事が終わりました。この後は、月額システム委託費の中で支払っていくというものになります。

ちなみに、この契約の変更は1月30日、工事が終了した時点で変更前の金額、月額になりますが3万7,485円が、変更後6万8,250円ということでのものがございます。

この中にございます今回の243万4,110円に対しまして、東京都の文化財保護事業費の補助金の対象として、今、申請をしております。補助率50%ということで、半額は東京都からの補助対象ということで、年度末までには結果が来るとのことだと思っております。

以上、名主屋敷のシステムの変更につきましてご報告をさせていただきました。以上でございます。

委員長

何かご意見があればお願いします。

石井委員

内容とはちょっと関係ない事柄なのですが、関連した事柄ということでお聞きしたいのですが、名主屋敷の耐震性能というのは、どんなものなのでし

教育推進課長	<p>ようか。</p> <p>江戸時代の中期に建てられた名主屋敷でございます、逆に、非常に昔の建築物ということで強固でございます。過去の地震、それからこの間の大雪等ございましたけども、やはり昔の方々の知恵ということだと思いますが、何ら問題なく。周辺の林のほうの木は、大分、枝が折れたりとか被害がございましたけど、建物自体にはそういったものはございません。</p>
尾上委員	<p>よくわからないので伺いますが、ここは常住の管理人というか、そういう方はいらっしゃるのでしょうか。</p>
教育推進課長	<p>実はお隣に所有者の方がお住まいになっていました。今申し上げたとおり、23年に、その敷地を購入させていただいて、区として管理をさせていただくということでございます、昼間は非常勤の職員が1名常駐します。昼間というのは、公開の時間だけでございますけれども、その他は委託しているシルバー人材の方々がお掃除とか、そういったことでいらっしゃる。それからボランティアの方がお手入れですとか、お客様の説明というような形でお手伝いをいただいております。</p>
委員長	<p>私も1件なのですが、セコムが警備されているのですが、今までセコムさんから連絡があって、区の職員の方が駆けつけたとか、そういった事例はあるのですか。</p>
教育推進課長	<p>今まで消火の設備の警備というか、そういったシステムはあったのですが、実際にはそういった事例は、特にございませんでした。</p> <p>ただ、今回この図面のほうを見ていただきますと、赤い線で示してございますが、これは赤外線になります。赤外線で建物の周りをぐるっと囲むような形になっています。それから上の右側のところを見ていただきますと、四角い部分が、形のものがあると思うのですが、7近くポイントポイントにあります。これはカメラでございます。カメラでも進入を監視をするというもので、実はこの間の大雪の時に、赤外線のところにも雪が積もりまして発報いたしました。それも設置してすぐということで、セコムに通報がいった。実は今回のシステムは燃えることを防ぐためということで、感知をして放水もしてしまいました。今までの所有者の方が、この図面の左手側のご自宅があるのですが、この方から役所に連絡がまずは入りまして、水が出ていると</p>

委員 長	<p>ということで、すぐにこちらも駆けつけたと。担当の係長がすぐ現場に駆けつけまして、セコムもすぐに来たと、そんなことがございました。</p> <p>そういうシステムになっているということですね、ありがとうございます。他にいかがでしょうか。</p>
石井委員	<p>1ページ目の金額についてお伺いしたいのですが、真ん中よりちょっと下のところなのですが、契約変更日26年1月30日の下の契約金額です。これはどういう計算でしょうか、変更前44万9,820円、変更後51万3,332円、差額がこれであるというのはわかるのですが、右側の月額から左側の額というのが、これはどうやって出てくるのでしょうか。</p>
教育推進課長	<p>変更前は年額でございます。左側の額は年額のものでございます。変更後、この設備をした後の変更された年額なのですが、1月30日ということで1月分の日額、そして2月、3月分が値上がりをしたと、新しいシステムの金額になったと、この月額の額。それによって、差額がこれだけで済んだということでございます。</p> <p>ただ、実際に1月30日に工事が終わって変更いたしましたけれども、システムの的には最初の243万4,000円のほうで部分的には覆っておりますので、月額のほうにはそんなに、年額のほうには影響はそんなに出なかったというもので6万3,000円で済んだというものでございます。</p> <p>一番下にアスタリスクで書いてございますが、26年、丸々1年の契約としてはこういう額になりましたというものであります。</p>
石井委員	<p>わかりました、ありがとうございます。</p>
委員 長	<p>他にいかがでしょうか。</p> <p>〔「なし」と叫ぶ者あり〕</p>
委員 長	<p>他になければ、ただいまの報告事項を了承といたします。</p> <p>続いて、中学校選択制補欠登録者の繰上げ結果について、報告をお願いします。</p>
住田学務課長	<p>来年度の中学校新1年制の学校選択市の補欠登録者の繰上げ結果が出まし</p>

	<p>たので、報告をさせていただきます。</p> <p>今回、抽せんとなった学校は11校、表のとおりございました。例えば1番の小松川第一中学校ですけれども、補欠登録者数の41名に対して、転出とか、あるいは私立等の合格で、ここから抜けた生徒が23名ありまして。ただ、繰り上げ当選者数がゼロということで、小松川第一中学校は繰り上げを一人もすることができなかったということで、繰り上げできなかった生徒の数が18になったということでもあります。</p> <p>逆に、2番目の松江第一中学校につきましては33名の補欠登録者のうち、9名が転出、私立等で抜けて、残りが24名ということだったのですけれども、全員繰り上げがかないまして、繰り上げができなかったのはゼロというような形になっております。他の学校は、その間の数ということになります。説明は以上でございます。</p> <p>委員長 何かご意見ありましたらお願いします。特によろしいですか。  それでは、ただいまの報告事項を了承といたします。</p> <p>続いて、教職員の服務についての報告にまいります。この報告事項は人事に関する案件であるため、江戸川区教育委員会会議規則第13条に定める秘密会により審議いたしたいと思っておりますが、この発議に賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>〔賛成者挙手〕</p> <p>委員長 賛成多数とみて、秘密会にしたいと思っております。</p> <p>〔秘密会により報告〕</p> <p>委員長 その他の報告事項などございましたら、お願いしたいと思っております。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、以上をもちまして平成26年第4回教育委員会定例会を終了いたします。お疲れさまでした。</p> <p>閉会時刻 午後2時02分</p>
--	---